

【お知らせ】指定医療機関等の標示について

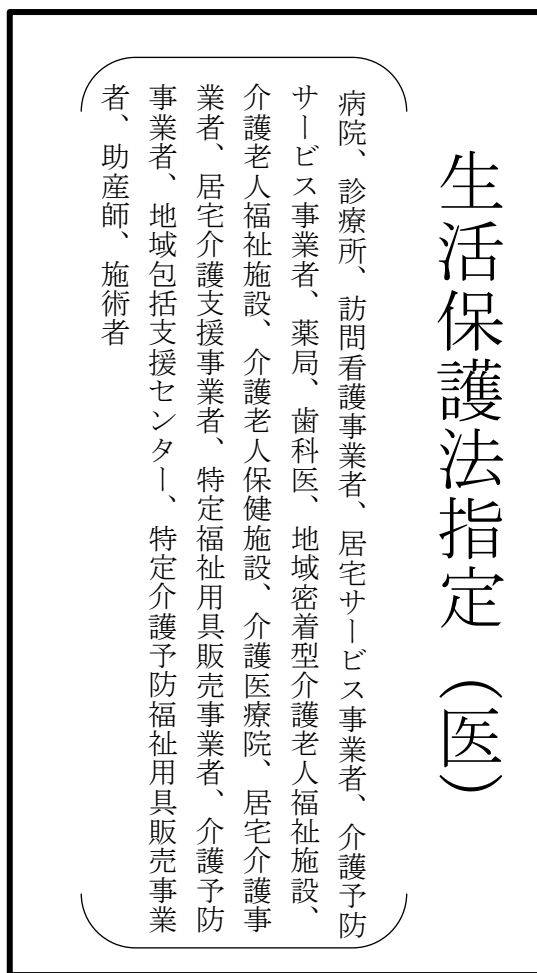
生活保護法における指定を受けた医療機関等は、指定を受けていることがわかるよう、掲示することとなっています。
必ず、見やすい場所に掲示願います。

<参考>

■生活保護法施行規則第13条

指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場合の見やすい箇所に掲示しなければならない。

■様式第3号



※この標示の規格は、
縦 12.5cm、横 5.5cm 程度とする。

※（ ）内のうち、指定を受けた内容を
記載する。

【問合せ先】

茨城県福祉部福祉人材・指導課保護担当
T E L : 029-301-3164 (直通)
E-mail : fukushi2@pref.ibaraki.lg.jp